

●香川県告示第194号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する平成25年度事業計画を平成25年4月1日次のとおり決定した。

平成25年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
高松市	高松市庵治町、牟礼町牟礼及び香川町安原下第3号の各一部	平成26年3月31日まで	地籍調査
丸亀市	丸亀市垂水町の一部	〃	地籍調査
坂出市	坂出市川崎町、番の州町、番の州公園、番の州緑町及び沙弥島	〃	地籍調査
観音寺市	観音寺市粟井町の一部	〃	地籍調査
小豆島町	小豆郡小豆島町橘及び坂手の各一部	〃	地籍調査
宇多津町	綾歌郡宇多津町吉田及び平山	〃	地籍調査
琴平町	仲多度郡琴平町五條の一部	〃	地籍調査
多度津町	仲多度郡多度津町南鴨及び葛原の各一部	〃	地籍調査
まんのう町	仲多度郡まんのう町炭所西の一部	〃	地籍調査